

災害廃棄物の処理について

（参考資料集）

2011 年 10 月

廃棄物・リサイクル対策部

【目次】

1. 災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議について・・・	1
2. 災害廃棄物処理特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）：条文＋附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）・・・・	15
4. 法令上の特例措置及び関係通知・マニュアル類等について	
① 損壊家屋等の撤去等に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
② 被災した家電リサイクル法対象品目の処理・・・・・・・・・・	43
③ 被災した自動車の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
④ 被災したパソコンの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
⑤ 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
⑥ 再生利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
⑦ 津波堆積物（ヘドロ）の処理指針・・・・・・・・・・	77
⑧ 広域処理の推進に係るガイドライン・・・・・・・・・・	87

災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議について

1. 会議概要

東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理に伴う諸課題について整理・検討するとともに、その結果を踏まえ、処理を行う被災市町村等へ助言を行うことで、中央と地方が一体となった円滑な処理を推進する目的で、内閣府に設置されている。

2. メンバー（平成 23 年 8 月 3 日時点）

平野東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣

樋高環境大臣政務官【座長】

農林水産省（技術総括審議官、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官）

国土交通省（総合政策局長、河川局長、港湾局長）

環境省（大臣官房長、廃棄物・リサイクル対策部長、水・大気環境局長）

この他、関係省庁も議題に応じて参加。

3. これまでの経緯

3月22日に第1回会議が開催されて以降、これまで12回開催されている。会議では、災害廃棄物の処理の現状に関する情報共有や課題についての議論を行っており、これまで、処理の推進に当たり被災自治体の参考となるよう、下記の指針をまとめている。

・損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）

廃棄物処理の各段階（収集、仮置き、運搬、中間処理、最終処分）における対応策を示したもの。

・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案要綱

第一 趣旨

この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(第1条関係)

第二 定義

この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により生じた廃棄物をいう。

(第2条関係)

第三 国の責務

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有すること。

(第3条関係)

第四 国による災害廃棄物の処理の代行

1 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村の長から要請があり、かつ、次の事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うものとする。

- ① 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制
- ② 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- ③ 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、1による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3 環境大臣は、1により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

4 1により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項の規定は、適用しない。

(第4条関係)

第五 費用の負担等

1 第四の1により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、第四の1の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担すること。

2 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（1の後段により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講

ずるものとする。

- 3 国は、2 に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(第5条関係)

第六 災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置

- 1 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国は、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、海に流出した災害廃棄物に関し、その処理について責任を負うべき主体が必ずしも明らかでないことに鑑み、指針を策定するとともに、早期に処理するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(第6条関係)

第七 事務の委任

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四の事務を地方環境事務所長に委任することができる。

(第7条関係)

第八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めると。

(第8条関係)

第九 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(附則関係)

（逆と）

六

確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、海に流出した災害廃棄物に関し、その処理について責任を負うべき主体が必ずしも明らかでないことに鑑み、指針を策定するとともに、早期に処理するよう必要な措置を講ずるものとする。

6 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務の委任)

第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の

機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

（災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置）

第六条 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとする。

認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

4 第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

(費用の負担等)

第五条 前条第一項の規定により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

2 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（前項後段の規定により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 国は、前項に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の

期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うものとする。

一 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3 環境大臣は、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となつていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わつて災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。第四条第四項において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）をいう。

(国の責務)

第三条 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時

逆
と
い

五 グリーンニューデール基金からの支援は、東日本大震災発生以降の災害廃棄物処理についても、遡及して適用すること。

六 災害廃棄物処理事業費に係る国庫補助金につき、特定被災地方公共団体である市町村から概算払いの請求があつた場合には、速やかな事務処理の下、迅速に支払うこと。

七 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の状況を最大限に勘案し、災害廃棄物の処理施設の整備等、必要な措置を講ずること。

八 災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定に当たっては、被災者の財産、遺留品等の適切な取扱いに要する費用、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者の賃金、受注者の資金繰りに配慮した支払の方法、受注後の事情変更への対応などを勘案すること。

九 東日本大震災により特にその処理が必要となつた廃棄物のうち、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関しては、特段の配慮を要することに鑑み、必要な措置を講ずること。

十 既に都道府県知事に対して災害廃棄物の処理を委託している特定被災地方公共団体である市町村の長から代行の要請があつた場合には、当該都道府県知事の意見を尊重すること。

右決議する。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件

政府は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が被災地域における復旧復興に不可欠であることに鑑み、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 災害廃棄物の処理は、復旧復興の大前提であり、今回の特別立法を制定した趣旨を十分踏まえ、スピード感を持って、災害廃棄物処理の加速を図ること。

二 災害廃棄物の処理に関する措置を講ずるに当たっては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の意向を最大限に尊重すること。

三 災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューデール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均九十五パーセントとし、残りの地方負担額についても、全額交付税措置を行い、実質的に百パーセント国の支援とすること。

四 グリーンニューデール基金からの支援に当たっては、特定被災地方公共団体の地方負担額の実情を十分考慮したものとすること。



衆復特委百七十七第十三号

平成二十三年八月九日

衆議院東日本大震災復興特別委員長

黄川田



環境大臣

江田 五月殿

本委員会において「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件」について、別紙のとおり決議した。
右参考送付する。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日

環 境 省

1. はじめに

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。

国：市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。

県：仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・プロポーザルを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。

市町村：県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

3. 処理に関する財政措置

(1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

(2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- ・ 処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
- ・ 可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。(競争性を確保した契約方式の採用)
- ・ 市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
- ・ 効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。

また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4. 処理方法

(1) 処理の考え方

- ・ 発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- ・ 別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・ 再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要。